

令和 4 年 5 月 11 日
事 務 連 絡

別記 ご担当者 各位

国土交通省海事局
安全政策課危機管理室

企業・団体等の単位での団体接種の実施について（依頼）

海事行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一部の都道府県では、都道府県の大規模接種会場等で、企業・団体等の単位でまとめて予約を受け付けることで、新型コロナワクチン接種を推進する団体接種の取組を進めています。

今般、ワクチン接種推進担当大臣からの指示もあり、企業の皆様と連携しつつ、従業員の皆様等における追加接種の更なる促進を図るべく、厚生労働省からの要請を受けた各都道府県において、新型コロナワクチンの接種に係る企業の皆様との相談窓口が設置されております。

つきましては、貴団体等におかれましてはこれまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止にご協力頂いているところですが、別添を含む本内容について傘下事業者等に周知頂きますとともに、都道府県の大規模接種会場等での企業等の単位での団体接種の活用を働きかけていただくなど、都道府県の当該相談窓口とも連携しつつ各都道府県の接種促進に向けた取り組みに御協力いただくようお願い申し上げます。

なお、ワクチン接種に関する休暇等の取扱いについても、別添4のとおり整理されておりますことから、改めて周知頂くようお願い申し上げます。

（別添1）松野ワクチン接種推進担当大臣からの協力依頼

（別添2）厚生労働省健康局健康課予防接種室 事務連絡

「企業・大学等の単位での団体接種の実施と都道府県主導による希望する企業等の大規模接種会場等での接種の受入調整について（依頼）」

（別添3）都道府県の相談窓口

※会員企業・団体等限りの扱いとしているため、一般の方がアクセス可能なサイト等への掲載は控えていただくようお願いします。

（別添4）第13回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 資料抜粋
「休暇等の取り扱いについて」

電話：03-5253-8616(直通)
国土交通省海事局安全政策課
野間 noma-t59pb@mlit.go.jp
齊藤 saitou-m2qp@mlit.go.jp
横田 yokota-w25b@mlit.go.jp

【別記】

一般社団法人 日本船主協会
一般社団法人 日本外航客船協会
一般社団法人 日本旅客船協会
一般社団法人 日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会
外国船舶協会
外航船舶代理店業協会
日本船舶代理店協会
一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般社団法人 日本船用工業会
一般社団法人 日本マリン事業協会
一般財団法人 舟艇協会
一般財団法人 日本造船技術センター
公益財団法人 マリンスポーツ財団
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
一般財団法人 沿岸技術研究センター
公益財団法人 日本適合性認定協会
日中国際フェリー株式会社
有限会社 沖縄シブスエージェンシー
有限会社 陸通
一般社団法人 日本船舶電装協会
一般社団法人 日本船用機関整備協会
一般社団法人 日本船舶品質管理協会
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局
一般財団法人 日本海事協会
一般財団法人 日本舶用品検定協会
日本小型船舶検査機構
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング
DNV GL AS
ロイドレジスター・グループリミテッド
CCS
韓国船級協会
一般社団法人 大日本水産会
一般財団法人 日本船舶技術研究協会
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会
一般財団法人 日本モーターボート競走会
公益社団法人 日本モーターボート選手会
一般社団法人 全国モーターボート競走施設所有者協議会
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会
一般財団法人 BOATRACE 振興会
公益財団法人 日本財団
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団
公益財団法人 日本海事科学振興財団
一般財団法人 日本船渠長協会
一般社団法人 日本船長協会
一般社団法人 全日本船舶職員協会
一般財団法人 海洋育英社
一般社団法人 海洋会

一般社団法人 日本船舶機関士協会
公益財団法人 海技教育財団
独立行政法人 海技教育機構
日本水先人会連合会
一般財団法人 海技振興センター
公益財団法人 海技資格協力センター
一般財団法人 日本船舶職員養成協会
公益社団法人 日本海員掖済会
一般財団法人 日本船員厚生協会
公益財団法人 日本船員雇用促進センター
公益財団法人 日本船員福利厚生基金財団
一般財団法人 全日本海員福祉センター
公益財団法人 日本殉職船員顕彰会
一般社団法人 外航船員医療事業団
船員災害防止協会
一般社団法人 日本海事代理士会

拝啓

日頃より、ワクチン接種推進の取組に関して、多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え、医療の逼迫を回避しながら、できる限り日常の生活を取り戻していくためには、新型コロナワクチンの接種を進めることが大変重要と考えております。

3回目のワクチン接種については、若い世代も含め本格化してきました。全人口に対する3回目のワクチン接種率については、5月6日(金)公表時点で、全国で53.6%となっています。しかし、特に若い方の接種率が低い傾向となっています。新型コロナに感染した場合、若い方でも重症化するケースがあり、いわゆる後遺症の心配もあることから、高齢者はもとより、若い方についても3回目接種は重要です。

最新の国内データでは、3回目接種を受けた方は、2回接種した方よりも、新型コロナに感染する割合が大幅に低いことが分かってきました。また3回目接種により重症化予防効果も長く保たれます。このため、できる限り早く、できるだけ多くの希望する方に接種いただけるよう、ワクチン接種の加速化が必要であると考えております。

政府としても、職域接種のほか、自治体と企業・大学等が連携して行う団体接種の取組などを推進する考えです。

つきましては、企業等で働く従業員の方々について、一層ワクチン接種が進むよう、会員企業・団体等の皆様に対して、周知や働きかけを行っていただくなど、引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。

敬具

ワクチン接種推進担当大臣
松野 博一

令和4年5月9日
事務連絡

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

企業・大学等の単位での団体接種の実施と都道府県主導による
希望する企業等の大規模接種会場等での接種の受入調整について（依頼）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
一部の都道府県では、「都道府県の大規模接種会場等における企業・大学等の単位での団体接種の実施について」（令和4年4月4日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）にて周知したとおり、大規模接種会場等で、企業・大学等の単位でまとめて予約を受け付けることで、新型コロナワクチン接種を推進する取組を進めていただいています。なお、本件については、経済産業省から各都道府県の商工労働部局にもご連絡していることを申し添えます。

＜大学等の単位での団体接種の実施について＞

大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等（以下「大学等」という。）については、「大学等の新型コロナワクチン接種に関する相談窓口について（依頼）」（令和4年4月7日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）により、各都道府県に大学等からの相談窓口を設置いただいたところです。また文部科学省から各大学等に対し、当該相談窓口を周知するとともに、大学拠点接種や団体接種を実施するよう個別に働きかけを行う等の取組を進めています。大学等から自治体会場等での学生の接種について相談や依頼があった場合、若い世代の接種促進のため、可能な限り柔軟に対応いただくようお願いします。

＜企業等の単位での団体接種の実施について＞

企業や団体（以下「企業等」という。）についても、5月2日締めで都道府県の相談窓口を設置いただいたところですが、労使団体や業界団体に対し、当該相談窓口を周知する予定です。

貴部局におかれては、県下の労使団体や業界団体、職域接種を実施していない企業等に対して、団体接種の利用を働きかけるとともに、県が主導して県や市町村の会場とのマッチングを行うことで、若い世代や勤労世代の接種が進むよう、商工労働部局とも連携のうえ、次のような取組を進めていただくようお願いします。

- ・ 県下の労使団体に対し、大規模接種会場等における団体接種の実施と都道府県窓口について加盟企業等に周知するよう依頼するとともに、労使団体等において、接種が進んでいない業種や個別企業等の情報を有する場合、当該情報に基づき、それらの企業や業界団体等に団体接種の利用を個別に働きかけ、接種の日時や場所等の調整を図ること。
- ・ 従業員規模や所在地、業種等を勘案したうえで、各都道府県において、ワクチン接種の優先度が高い業種や企業等のリストを作成し、順次団体接種の利用を働きかけるとともに、接種の日時や場所等の調整を図ること。

また、自治体等の意識調査によれば、若い世代や勤労世代が接種をためらう理由の一つとして、ワクチン接種後に発熱等の副反応が生じても仕事を休みにくいことが挙げられています。労使団体や事業主に団体接種の利用等について働きかけを行う際は、ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱いについても、添付の資料等を活用し、適宜周知いただくようお願いします。

<企業・大学等の単位での団体接種の実施状況調査について>

各都道府県において、団体接種等について相談や調整を行った企業・大学等の数や、大まかな接種（予定）人数等について、5月半ば以降、定期的にご報告いただくことを予定していますので、ご承知おきください。

なお、企業や団体は数が多いため、特にこれらの相談窓口については、各都道府県の判断により、企業が多く集積している、団体接種の受入れを開始しているなど、企業等のニーズの高い管内市町村にも設置し、県の相談窓口と併せて、県内労使団体等に周知いただいても差し支えありません。この場合、都道府県におかれては、市町村分も含めて上記実績を報告いただくようお願いします。

ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い

- ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱いについて、厚生労働省HPで案内している。

※新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（抜粋）

<ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い>

問20 自社に勤める労働者が新型コロナワクチンの接種を安心して受けられるよう、新型コロナワクチン接種や接種後に発熱などの症状が出た場合のために、特別の休暇制度を設けたり、既存の病気休暇や失効年休積立制度を活用できるようにするほか、勤務時間中の中抜けを認め、その時間分就業時刻を後ろ倒しにすることや、ワクチン接種に要した時間も出勤したものとして取り扱うといった対応を考えています。こういった点に留意が必要でしょうか。

職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度（失効した年次有給休暇を積み立て、病気で療養する場合等に使えるようにする制度）等をこれらの場面にも活用できるよう見直すこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜け（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分就業時刻の繰り下げを行うこと）や出勤みなし（ワクチン接種の時間につき、労務から離れたことを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものと取り扱うこと）を認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます。

こうした対応に当たっては、新型コロナワクチンの接種を希望する労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて御検討いただくことが重要です。

- 上記問20のほか、ワクチン接種の対象年齢の子どもを持つ労働者の休暇や労働時間の取扱い（問21）、新型コロナウイルス罹患時为例とした年次有給休暇取得の扱い（問9）、アルバイト・パートタイム労働者等への年次有給休暇等の扱い（問10）などのQ&Aが用意されている。

HPへの掲載等一般への公開はしないで下さい。

<企業・団体等相談窓口一覧>

都道府県番号	都道府県名	所管部局・課室名	担当班、係等	電話番号	メールアドレス	備考
1	北海道	保健福祉部感染症対策局感染症対策課	ワクチン班	011-206-0496	covid.wakuchin@pref.hokkaido.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
2	青森県	健康福祉部保健衛生課	新型コロナウイルスワクチン広域接種担当	017-734-9142	aomori_corona_vaccine@pref.aomori.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
3	岩手県	医療政策室	ワクチン接種担当	019-629-5472	ico-va@pref.iwate.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
4	宮城県	保健福祉部新型コロナワクチン接種推進室	大規模接種会場運営班	022-211-3644	daikibos@pref.miyagi.lg.jp	https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/daikibo-sessyu.html
5	秋田県	医務薬事課	医務・薬務班	018-860-1407	lmuvakuiika@pref.akita.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
6	山形県	健康福祉部・コロナ収束総合企画課	新型コロナ対策企画担当	023-630-2494	ycoroki@pref.yamagata.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
7	福島県	新型コロナウイルス感染症対策本部感染症対策班ワクチン接種チーム		024-521-8574	vaccine-syokuiki@pref.fukushima.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
8	茨城県	保健医療部医療局薬務課	新型コロナウイルスワクチン大規模接種チーム	029-301-5409	yobo7@pref.ibaraki.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
9	栃木県	保健福祉部感染症対策課	ワクチン接種推進班予約チーム	028-623-2864	kansensyoutaisaku26@pref.tochigi.lg.jp	https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/kouhou/kaishadematometevoyaku.html
10	群馬県	新型コロナワクチン接種推進局ワクチン接種推進課	市町村連携係	027-897-2652	corona-vaccine@pref.gunma.lg.jp	https://www.pref.gunma.jp/02/cv01_00003.html
11	埼玉県	保健医療部・ワクチン対策担当	接種センター担当	048-830-7517	a7500-04@pref.saitama.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
12	千葉県	健康福祉部疾病対策課	ワクチン接種体制整備班	043-223-4367	sippei7@mz.pref.chiba.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
13	東京都	福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課	新型コロナウイルスワクチン担当(大規模接種班)	(接種申込)0570-034-899 (相談)03-5320-4533	S0415102@section.metro.tokyo.jp	https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kaensen/coronavaccine/dantaisessyu.html

HPへの掲載等一般への公開はしないで下さい。

<企業・団体等相談窓口一覧>

14	神奈川県	健康医療局医療危機対策本部 室	ワクチン接種グループ(団体接種担 当)	045-285-0717		まずは、下記お問合せフォームからご連絡ください。 原則、1～2営業日以内に入力いただいたメールアドレスあてに回答いたします。 https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/0170459673923476ec48123e1c6817f3dfe95f0b4cc329b955a2dea5f1ad81c2
15	新潟県	医療調整本部	ワクチン接種G	025-256-8447	honbu7@pref.niigata.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。 (現在、当県では大規模接種会場の設置を終了しているため、相談があった場合には、所在市町村へ 情報提供いたします。)
16	富山県	厚生部健康対策室	ワクチン接種特別チーム特設会場 接種グループ	076-444-3371	ml-toyama-wakuchin@pref.toyama.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
17	石川県	健康福祉部健康推進課	ワクチン接種班	076-225-1903	kennsui2@pref.ishikawa.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
18	福井県	健康福祉部保健予防課	新型コロナウイルス感染拡大防止対 策チームワクチン接種対策班	0776-20-0771	hoken-yobo@pref.fukui.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
19	山梨県	新型コロナウイルス対策グルー プ	ワクチン接種・ホームケア担当	055-223-1641	coro-taisaku@pref.yamanashi.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
20	長野県	健康福祉部ワクチン接種体制整備 備室	県会場・職域接種班	026-235-7234	corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp	https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vaccine/kensessyu.html#dantai
21	岐阜県	健康福祉部 感染症対策推進課 ワクチン接種対策室	市町村支援第一係	058-272-8206	vaccine03@govt.pref.gifu.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
22	静岡県	健康福祉部感染症対策局新型 コロナ対策推進課	機動第3班	054-221-2218	taisaku-vaccine@pref.shizuoka.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
23	愛知県	感染症対策局感染症対策課 ワクチン接種体制整備室	ワクチン総括グループ	052-954-7415	corona-v@pref.aichi.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
24	三重県	医療保健部ワクチン・物資支援 プロジェクトチーム	ワクチン企画推進班	059-224-2082	syokuiki@pref.mie.lg.jp	https://covid19-vaccine.mie.jp/news/post-4504/ まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
25	滋賀県	健康医療福祉部 ワクチン接種 推進室	広域ワクチン接種センター運営係	077-528-3695	coronataisaku12@pref.shiga.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
26	京都府	健康福祉部・ワクチン接種対策 室		075-414-5745	vaccine-taisaku@pref.kyoto.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
27	大阪府	健康医療部 ワクチン接種推進 課	接種推進グループ	06-4397-3542	vaccine-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。

HPへの掲載等一般への公開はしないで下さい。

<企業・団体等相談窓口一覧>

28	兵庫県	保健医療部感染症等対策室ワクチン対策課	接種推進班	(接種申込)0570-033-185 (相談)078-361-1035	wakuchin@pref.hyogo.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
29	奈良県	医療政策局 新型コロナワクチン接種推進室	新型コロナワクチン接種推進係	0742-27-8309	nara-vaccine@office.pref.nara.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
30	和歌山県	福祉保健部・医務課	新型コロナワクチン接種支援班	073-441-2514	e0501001@pref.wakayama.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
31	鳥取県	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム		0857-26-7976	cov19-vaccine@pref.tottori.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
32	島根県	健康福祉部感染症対策室	ワクチン接種支援グループ	0852-22-6175・6176	corona-vaccine-shokuiki@pref.shimane.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。 (当県では大規模接種会場の設置が無いため、相談があった場合には、所在市町村へ情報提供いたします。)
33	岡山県	保健福祉部保健福祉課ワクチン対策室	県事業推進班	086-226-7805	corona-vaccine04@pref.okayama.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
34	広島県	健康福祉局ワクチン政策担当	ワクチン接種推進担当	082-513-2981	vaccine-shoku@pref.hiroshima.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
35	山口県	健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室	ワクチン接種対策班	083-933-3002	corona_vaccine@pref.yamaguchi.lg.jp	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/149370.html
36	徳島県	保健福祉部ワクチン・入院調整課	ワクチン接種担当	088-621-2878	vaccinenvuinchoseika@pref.tokushima.jp	https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kansensho/5044056/
37	香川県	健康福祉部感染症対策課	新型コロナウイルスワクチン対策チーム	087-832-3920	kansensyo@pref.kagawa.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
38	愛媛県	保健福祉部健康衛生局 健康増進課	新型コロナワクチン接種推進班	089-968-2468	healthpro@pref.ehime.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
39	高知県	健康政策部健康対策課ワクチン接種推進室		088-823-9092	yobousesshu@ken.pref.kochi.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
40	福岡県	がん感染症疾病対策課ワクチン接種推進室	推進班	092-643-3564	corona-wakuchin-kouiki2a@pref.fukuoka.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。

HPへの掲載等一般への公開はしないで下さい。

<企業・団体等相談窓口一覧>

41	佐賀県	新型コロナウイルスワクチン 接種調整チーム		0952-25-7584	corona-v@pref.saga.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
42	長崎県	福祉保健部感染症対策室	ワクチン班	095-894-3195	s0403010vaccine@pref.nagasaki.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
43	熊本県	健康福祉部健康局業務衛生課	ワクチン対策チーム	096-333-2835	covid-19vaccine@pref.kumamoto.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。 ※接種会場の開設期間は5月22日まで
44	大分県	福祉保健部感染症対策課	ワクチン接種推進班	097-506-2818	oita-pref-kansen-vaccine@pref.oita.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
45	宮崎県	福祉保健部業務対策課	ワクチン確保・調整担当	0985-26-3141	miyazaki-wakuchin@pref.miyazaki.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
46	鹿児島県	くらし保健福祉部新型コロナウイルス 感染症感染防止対策課	ワクチン・検査係	099-286-3301	corona-vaccine@pref.kagoshima.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。
47	沖縄県	保健医療部 ワクチン・検査推進 課	＜県広域ワクチン接種センター(モ デルナ)に係るご相談＞ ワクチン班 広域ワクチングループ ＜市町村接種会場(ファイザー、モ デルナ)に係るご相談＞ ワクチン班 市町村ワクチングル ープ	(広域ワクチングループ) 098-866-2013 (市町村ワクチングループ) 098-894-5127	aa090905@pref.okinawa.lg.jp	まずは、左記メールアドレスまでご連絡ください。

ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い

- ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱いについて、厚生労働省HPで案内している。

※新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（抜粋）

＜ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い＞

問20 自社に勤める労働者が新型コロナワクチンの接種を安心して受けられるよう、新型コロナワクチン接種や接種後に発熱などの症状が出た場合のために、特別の休暇制度を設けたり、既存の病気休暇や失効年休積立制度を活用できるようにするほか、勤務時間中の中抜けを認め、その時間分就業時刻を後ろ倒しにすることや、ワクチン接種に要した時間も出勤したものとして取り扱うといった対応を考えています。こういった点に留意が必要でしょうか。

職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度（失効した年次有給休暇を積み立て、病気で療養する場合等に使えるようにする制度）等をこれらの場面にも活用できるよう見直すこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜け（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分就業時刻の繰り下げを行うこと）や出勤みなし（ワクチン接種の時間につき、労務から離れたことを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものと取り扱うこと）を認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます。

こうした対応に当たっては、新型コロナワクチンの接種を希望する労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて御検討いただくことが重要です。

- 上記問20のほか、ワクチン接種の対象年齢の子どもを持つ労働者の休暇や労働時間の取扱い（問21）、新型コロナウイルス罹患時を例とした年次有給休暇取得の扱い（問9）、アルバイト・パートタイム労働者等への年次有給休暇等の扱い（問10）などのQ&Aが用意されている。